

# 農業生産制整備事業申込 募集開始のお知らせ

村の基幹産業である農業の中心的担い手農業者などが、生産性向上及び経営の安定と効率化を図ることを目的とした農業用機械などの導入の支援として、予算の範囲内で補助金を交付します。

(補助金交付対象者の選定は先着順ではありません。)

## <対象>

戸沢村に住所又は本籍を有し、村税等の滞納がなく、次の各要件のいずれかを満たす方。

1. 農業所得の申告を行っている農業者
2. 農業生産法人
3. 農事組合法人



## <申込条件>

1. 農産物の生産、加工及びその他農業経営に必要な農業用機械などであること
2. 1件あたりの価格が**10万円以上**であること
3. 農業用機械などの価格が補助対象者の経営規模に見合うものであること
4. 国、県及びその他の補助事業の対象経費でないこと

※上記の条件などより審査を行い、補助金交付対象者を選定します。

## <対象となる農業用機械の種類>

- ・トラクター・田植機・コンバイン・ロータリー・ローダー・モア・乾燥機・糞摺機・精米機・選別機・包装機・ドローン（防除専用）等

※バックホー・フォークリフト等、汎用性のある機械類は対象となりません。

## <補助対象経費>

補助対象経費は、10万円を超える上記の機械等の購入費(消費税及び地方消費税相当額を含まない額)とする。

## <助成率>

補助金の額は補助対象経費の**6分の1**以内(千円未満切捨て)の額とし、**100万円**を上限とする

※申請は1人又は1法人につき同一年度1回とし、1件まで

## <申込について>

申込にあたっては、申込書に必要事項を記載し、購入予定の農業用機械の**参考見積(写し)**、**カタログ**、令和2年分の**確定申告書類(写し)**を合わせて下記申込期間中に提出してください。

申込書は産業振興課農政係又は村ホームページよりダウンロードにて取得できます。

※郵送・FAX・電話・メール等での申し込みはできません。

## <申込期限>

令和3年4月9日(金)まで

## <提出先・お問い合わせ先>

戸沢村役場産業振興課農政係      0233-72-2527